

B 型肝炎予防接種 説明書

B 型肝炎予防接種は、平成 28 年 10 月 1 日より予防接種法に基づく定期接種として実施しています。保護者の方は、予防効果や副反応についてご理解いただき、感染症からお子さんを守るために予防接種を受けさせましょう。

【対象者】

生後 1 歳に至るまで（1 歳誕生日の前日まで）の間にあるお子さん

※B 型肝炎母子感染予防の対象者を除きます。

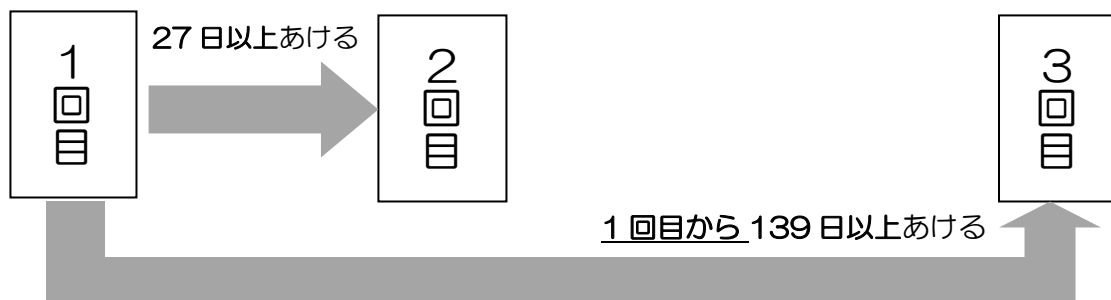
【標準的な接種期間】

生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間

【接種回数・間隔】

1 回目接種から 27 日以上あけて 2 回目を接種

1 回目接種から 139 日以上あけて 3 回目を接種



※1 歳に至るまでに 3 回接種を完了するためには、生後 32 週 0 日までに 1 回目の接種を開始する必要があります。

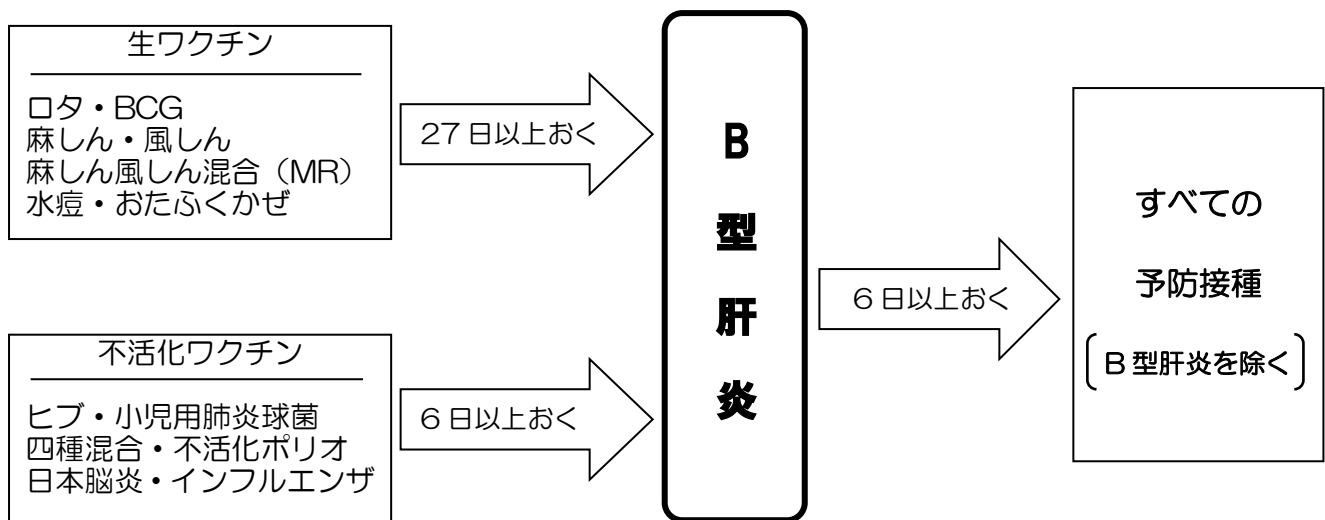
【受けるには…】

- ・接種場所 : 市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金 : 無 料
- ・持っていくもの : 母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）

※何らかの理由により市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。（健康増進課 予防係 Tel0282-25-3511）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

【他の予防接種との間隔】



B型肝炎とは…

B型肝炎は、B型肝炎ウイルス感染によっておこる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスに感染した血液等に接触した場合に感染を起こすことがあり、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。また、経過の違いから、急性肝炎と慢性肝炎があり、急性肝炎は稀に劇症化する場合もあることから注意が必要です。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。

B型肝炎ワクチンの副反応

B型肝炎ワクチンは、酵母由来の組換えワクチンで、不活化ワクチンです。基礎免疫をつけるには決められた間隔で3回の接種が必要だと言われています。

副反応は10%前後に認められ、倦怠感、頭痛、局所の腫脹、発赤、疼痛などがみられました。また、まれにみられる重大な副反応としては、アナフィラキシー様症状や急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群等があります。

【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察し「だんだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤ 接種を受ける際は、必ず母子健康手帳と予診票をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方がご記入ください。

【受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④ 他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③ 今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤ 以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥ 麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合
- ⑦ 周囲(家族・友達など)で、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧ 風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。
- ⑨ 【ヘプタックスⅡを接種する場合】天然ゴム（ラテックス）製品を使った際、皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがある場合。また、交差反応を起こす食べ物（バナナ、キウイ、栗、アボカド、メロン等）により、具合が悪くなったことがある場合。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後 30 分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。）

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後 1 週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合）

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

※長期にわたる疾病等により、生後 1 歳に至るまでの間に B 型肝炎の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

お問合せ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町 2-1-40（栃木保健福祉センター内）

TEL (0282) 25-3511